

上尾市議会基本条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 2 7 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 2 4 号

上尾市議会基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 議会及び議員の活動原則等（第 5 条—第 7 条）

第 3 章 議会と市民との関係（第 8 条—第 1 0 条）

第 4 章 議会と市長等との関係（第 1 1 条—第 1 5 条）

第 5 章 議会運営（第 1 6 条—第 1 9 条）

第 6 章 議会の機能強化（第 2 0 条—第 2 9 条）

第 7 章 議員の政治倫理、身分、待遇等（第 3 0 条—第 3 4 条）

第 8 章 災害時の議会の対応（第 3 5 条）

第 9 章 他の条例との関係及び見直しに関する手続（第 3 6 条・第 3 7 条）

附則

議会は、日本国憲法によって定められた住民を代表する唯一の議事機関であり、二元代表制の下、市長等の執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能及び監視機能を発揮し、もって地方自治の本旨の実現を目指さなくてはならない。

このような認識の下、上尾市議会議員は、より一層の市民からの信頼に応えるため、説明責任を果たし、議員相互の議論を展開しながら、市政の論点を明らかにして政策立案及び政策提言を積極的に行っていかなければならない。

よって、上尾市議会及び上尾市議会議員は、直接選挙により選ばれた民主的正当性に基づき、上尾市の地域特性を踏まえた最適な政策の決定を行うことが、市民にとって最も身近な機関である上尾市議会に課せられた使命との認識の下、調査機能、政策形成機能、監視機能等を強化し、揺るぎない地方政府を確立するため、市民福祉の増進と市政の健全な発展を実現することを決意し、ここに議会の最高規範となる上尾市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、上尾市議会（以下「議会」という。）の基本理念、議会及び上尾市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の役割)

第2条 議会は、市民の代表から構成される市の団体意思の決定機関である。

2 議会は、市の議事機関であり、地方自治法（昭和22年法律第67号。第10条第2項、第15条第1項及び第23条において「法」という。）第96条に規定する事件を議決し、及び行政活動を監視する権限を有する。

(基本理念)

第3条 議会は、市政における唯一の議事機関としての責任を自覚し、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論を尽くし、地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指すものとする。

(基本方針)

第4条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議会の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務執行の監視及び評価を行うこと。
- (2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (3) 積極的に情報の公開を行い、公平性、公正性及び透明性を高めるとともに、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、市民に開かれた議会の実現を目指すこと。
- (4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化への取組を積極的に推進すること。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第5条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた、市民に分かりやすい開かれた議会を目指すこと。

- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 議会の活動について、積極的な情報公開を行い、もって市民への説明責任を果たすこと。
- (4) 市長等の事務執行について監視及び評価を行うこと。
- (5) 自由かつつな討議を行い、市政の課題等に関する論点及び争点を明らかにし、政策立案及び政策提言に努めるとともに、継続的な議会改革に取り組むこと。

(議会運営の原則)

第6条 議会は、議員平等の原則による民主的な運営を基本とし、あわせて市民の政治参画促進のため、市民に分かりやすい議会運営を行うものとする。

2 議会は、議会運営に関する例規、申合せ等を遵守し、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制により意思決定を行う機関としての役割を果たすものとする。

(議員の活動原則)

第7条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民から負託を受けた者として、その役割を深く自覚し、品位と名誉を守り、その使命の達成及び倫理の向上に努めること。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
- (3) 市政に関して、必要な調査及び研究を行うとともに、政策立案及び政策提言に努めること。
- (4) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をする事。
- (5) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

第3章 議会と市民との関係

(会議の公開)

第8条 議会は、本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び全員協議会を原則として公開するものとする。

(情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任)

第9条 議会は、市民の議会に対する意識の向上を図るため、市民との情報の共有及び積極的な情報公開を進めるとともに、市民への説明責任を十分果たすものとする。

2 議会は、会議で用いた資料について積極的な公開に努めるとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 議会は、議会活動に関係する情報を市民と共有するため、上尾市議会議会報及び上尾市議会ホームページにより議会活動についての情報を市民へ分かりやすく、かつ、積極的に周知するものとする。

4 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、さらに多くの市民が議会及び市政に対して関心を持つよう努めるものとする。

5 議会は、議決に対する説明責任を果たす上で、議案及び請願に対する議員の賛否の表明について、公表するよう努めるものとする。

(市民参加の促進)

第10条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参加する機会の充実に努めるものとする。

2 議会は、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、法第115条の2の規定に基づく公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用を努めるものとする。

3 議会は、採択した請願のうち市長等において措置することが適当と認めるものについては、市長等に送付した後、その処理の経過及び結果の報告を求めるものとする。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第11条 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を保ち、事務執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行い、市政の発展に取り組まなければならない。

2 本会議における議員の市長等に対する質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。

3 本会議において、議員の質問に対し答弁をする者は、質問の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、反問することができる。

4 前項の反問に関し必要な事項は、別に定める。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第12条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の背景と経緯
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策の実施にかかわる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等に係る経費と算出根拠
- (8) 市民参加の実施の有無と内容

(当初予算における政策説明)

第13条 市長等は、当初予算の審議に当たり、事業別の政策説明資料を作成し、事前に議会へ提出するものとする。

(監視及び評価)

第14条 議会は、市長等の事務執行について、適正かつ効率的に行われているか監視し、必要があるときは適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に市長等の事務執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(議決事件の追加)

第15条 議会は、市民の負託に応える市政運営を実現し、市民福祉の増進と市政の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、法第96条第2項の規定に基づく議決事件の追加について検討するものとする。

2 議会は、前項の規定により議決事件を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

3 前2項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第5章 議会運営

(議長及び副議長)

第16条 議長は、議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、議会の事務をつかさどる。

3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

(会派)

第17条 議員は、議会活動を行うため、主義及び主張並びに政策について共通の理念をもつ集団として会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案及び政策提言について積極的な調査研究を行うよう努めなければならない。

3 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めなければならない。この場合において、会派内における意見集約、決定事項の周知等は、会派の責任において行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第18条 委員長は、調査又は審査を行う委員会の専門性及び特性を発揮させるよう努めなければならない。

2 委員長は、中立かつ公正な立場で、民主的かつ効率的な議事の運営に努め、委員会の議事を整理し、秩序を保持しなければならない。

3 前2項の規定は、副委員長が委員長の職務を行う場合に準用する。

(委員会の活動)

第19条 委員会は、行政課題に適切かつ迅速に対応するため、調査及び審査を自主的かつ自立的に行うものとする。

2 常任委員会は、年間活動テーマを設定し、閉会中においても所管事務調査を実施するとともに、積極的に政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。

第6章 議会の機能強化

(議会機能の強化)

第20条 議会は、市長等の事務執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(議員間討議)

第21条 議会は、多様な観点から課題の論点を抽出及び整理し、活発な討議と意見の交換により議員間の理解を深め、新たな提案や合意点の模索に努めるものとする。

(政策討論会)

第22条 議会は、議員間の共通認識の醸成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を行うことができる。

2 前項の政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

(専門的知見の活用)

第23条 議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査の活用に努めるものとする。

(議会広報活動の充実)

第24条 議会は、多様な広報手段の活用により議会広報活動の充実に努めることで、市民への説明責任を果たし、その負託に応えるものとする。

(予算の確保)

第25条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議会事務局)

第26条 議会は、議員の政策立案及び政策提言に関する能力を向上させるとともに、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに人員の確保により、組織体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室)

第27条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書及び資料等の充実に努めなければならない。

(交流及び連携の推進)

第28条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うために、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を推進するものとする。

(議会改革の推進)

第29条 議会は、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項の規定による取組を行うため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置することができる。

第7章 議員の政治倫理、身分、待遇等

(議員の政治倫理)

第30条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(議員の定数)

第31条 議員の定数は、議会の活動原則に基づき、議会の機能を果たすために必要な数とすることを基本とする。

2 議員の定数を変更する場合に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、議員の定数の基準等の明確な理由を示すものとする。

3 前2項の議員の定数に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第32条 議員報酬は、議員の活動及び職責に見合う対価を勘案し、市の財政状況、社会経済情勢、他の地方公共団体の状況等を踏まえて定めるものとする。

2 議員報酬を変更する場合に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、決定するものとする。

3 前2項の議員報酬に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(政務活動費)

第33条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うとともに、その収支報告書を公表し、市民に対して使途の説明責任を果たすことで、政務活動費の透明性の向上に努めるものとする。

2 前項の政務活動費に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(議員研修の充実強化)

第34条 議会は、議員の資質と倫理の向上を図るとともに、議員の政策立案及び政策提言に関する能力を向上させるため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、学識経験を有する者及び市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

3 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の地方公共団体の事例等を調査研究するよう努めなければならない。

第8章 災害時の議会の対応

(災害時の対応)

第35条 議会は、大規模な災害等が発生した場合においても、議会機能を的確に維持するため、災害対応体制について整備しなければならない。

2 前項の災害対応体制のほか、災害時の議会及び議員の役割等に係る計画に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 他の条例との関係及び見直しに関する手続

(他の条例との関係)

第36条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合性を図るものとする。

(見直しに関する手続)

第37条 議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化等により必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。